

「イワイF×プレミアム 取引説明書（店頭外国為替証拠金取引説明書）」新旧対照表

（下線は変更部分を示します。）

新	旧
<p>店頭外国為替証拠金取引を行うにあたっては、事前に本説明書を十分にお読みいただき、内容をご理解ください。</p> <p>店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格や金利の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のほか「イワイF×プレミアム リスク説明書」、「イワイF×プレミアム 取引規程」、「イワイF×プレミアム 取引ルール」も合わせてお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p>	<p>外国為替証拠金取引を行うにあたっては、事前に本説明書を十分にお読みいただき、内容をご理解ください。</p> <p>外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格や金利の変動により損失が生ずることがあります。外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のほか「イワイF×プレミアム リスク説明書」、「イワイF×プレミアム 取引規程」、「イワイF×プレミアム 取引ルール」も合わせてお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p>
<p>目 次</p>	<p>目 次</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について・2</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて……………3</p> <p>（1）取引の方法 ……………3</p> <p>（2）証拠金 ……………5</p> <p>（3）決済に伴う金銭の授受 ……………6</p> <p>（4）益金に係る税金 ……………6</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて ……………7</p> <p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 ……………9</p> <p>当社の概要について ……………11</p> <p>店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語 ……………12</p>	<p>外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について……………2</p> <p>外国為替証拠金取引の仕組みについて……………3</p> <p>（1）取引の方法 ……………3</p> <p>（2）証拠金 ……………5</p> <p>（3）決済に伴う金銭の授受 ……………6</p> <p>（4）益金に係る税金 ……………6</p> <p>外国為替証拠金取引の手続きについて ……………7</p> <p>外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 ……………9</p> <p>当社の概要について ……………11</p> <p>外国為替証拠金取引に関する主要な用語 ……………12</p>
<p>本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の3の規定に基づきお客さまに交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。</p>	<p>本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の3の規定に基づきお客さまに交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である外国為替証拠金取引について説明します。</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p>	<p>外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始する場合又は継続して行う場合に</p>	<p>外国為替証拠金取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始する場合又は継続して行う場合には、以</p>

新	旧
<p>は、以下のリスク等重要事項を十分にお読みいただき、その内容をご理解ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生じることがあります。 (現行どおり) ・店頭外国為替証拠金取引の証拠金は、当社が加入しております日本投資者保護基金の補償対象とはなっておりませんが、お客さまからお預りする証拠金は、金融商品取引法により自己(当社)の固有財産と区別して管理することが義務付けられており、当社ではすべて日証金信託銀行へ信託し、お客さまの資産が保全される仕組みとしております。 <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。</p> <p>(1) 取引の方法</p> <p>当社が取扱う店頭外国為替証拠金取引(以下、イワイF×プレミアム といいます。)はインターネット専用のサービスとなっており、取引の方法は次の通りです。 (現行どおり)</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>④ スプレッド(買値と売値の差)</p> <p>イワイF×プレミアムでは、<u>カバー先から提示されるレートを採用し、通貨ペアごとに買値(ASK)と売値(BID)を同時に提示します。</u>お客さまは買値(ASK)で買付け、売値(BID)で売付けることができます。お客さまに提示する買値(ASK)と売値(BID)には差があり、これをスプレッドといいます。スプレッドは通貨ごとに異なり、市場の状況によって変化いたしますので常に一定ではありません。また、買値(ASK)は売値(BID)よりも高くなっています。</p> <p>⑤～⑨ (現行どおり)</p> <p>(2) 証拠金</p> <p>①～⑥ (現行どおり)</p> <p>⑦ ロスカットの取扱い</p> <p>ロスカットとは、お客さまの損失を一定額に抑えるた</p>	<p>下のリスク等重要事項を十分にお読みいただき、その内容をご理解ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生じることがあります。 (省 略) ・外国為替証拠金取引の証拠金は、当社が加入しております日本投資者保護基金の補償対象とはなっておりませんが、お客さまからお預りする証拠金は、金融商品取引法により自己(当社)の固有財産と区別して管理することが義務付けられており、当社ではすべて日証金信託銀行へ信託し、お客さまの資産が保全される仕組みとしております。 <p style="text-align: center;">外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>当社による外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。</p> <p>(1) 取引の方法</p> <p>当社が取扱う外国為替証拠金取引(以下、イワイF×プレミアム といいます。)はインターネット専用のサービスとなっており、取引の方法は次の通りです。 (省 略)</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ スプレッド(買値と売値の差)</p> <p>イワイF×プレミアムでは、通貨ペアごとに買値(ASK)と売値(BID)を同時に提示し、お客さまは買値(ASK)で買付け、売値(BID)で売付けることができます。お客さまに提示する買値(ASK)と売値(BID)には差があり、これをスプレッドといいます。スプレッドは通貨ごとに異なり、市場の状況によって変化いたしますので常に一定ではありません。また、買値(ASK)は売値(BID)よりも高くなっています。</p> <p>⑤～⑨ (省 略)</p> <p>(2) 証拠金</p> <p>①～⑥ (省 略)</p> <p>⑦ ロスカットの取扱い</p> <p>ロスカットとは、お客さまの損失を一定額に抑えるた</p>

新	旧
<p>め、証拠金率が一定の割合を下回ったとき、全保有ポジションを強制的に反対売買することです。イワイFXプレミアム の証拠金率の計算はリアルタイムで行われ、証拠金率が <u>60%</u> (ロスカットライン) を下回った場合、全ポジションが自動的に決済 (ロスカット) されます。(ロスカットは「1 万通貨コース」、「10 万通貨コース」個別に適用されます。) なお、ロスカット前のお客さまへの通知はありません。</p>	<p>め、証拠金率が一定の割合を下回ったとき、全保有ポジションを強制的に反対売買することです。イワイFXプレミアム の証拠金率の計算はリアルタイムで行われ、証拠金率が <u>25%</u> (ロスカットライン) を下回った場合、全ポジションが自動的に決済 (ロスカット) されます。(ロスカットは「1 万通貨コース」、「10 万通貨コース」個別に適用されます。) なお、ロスカット前のお客さまへの通知はありません。</p>
<p>⑧ (現行どおり)</p>	<p>⑧ (省 略)</p>
<p>(4) 益金に係る税金</p> <p>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金 (売買による差益及びスワップポイント収益) は、「雑所得」として総合課税の対象となります。他の雑所得があるときは、雑所得同士を損益通算できますが、他の種類の所得とは損益通算はできません。雑所得が年間 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで) 20 万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>※スワップポイントはロールオーバー時に取引価格に反映され、反対売買時の損益に含まれて算出されるため、お客さまは特別な計算を行う必要はありません。</p> <p>※店頭外国為替証拠金取引は、特定口座では取扱えません。また、株価指数先物・オプション取引による利益は同じ雑所得に当たりますが、申告分離課税であるため取扱いが異なります。</p> <p>※年間の給与収入額が 2,000 万円以下の給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が 20 万円以下の場合、確定申告をする必要はありません。</p> <p>なお、法人が行った店頭外国為替証拠金取引の売買による為替差益およびスワップポイントの収益は、「雑所得」又は「事業所得」として課税対象になります。</p> <p><u>金融商品取引業者は、顧客に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</u></p>	<p>(4) 益金に係る税金</p> <p>個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金 (売買による差益及びスワップポイント収益) は、「雑所得」として総合課税の対象となります。他の雑所得があるときは、雑所得同士を損益通算できますが、他の種類の所得とは損益通算はできません。雑所得が年間 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで) 20 万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>※スワップポイントはロールオーバー時に取引価格に反映され、反対売買時の損益に含まれて算出されるため、お客さまは特別な計算を行う必要はありません。</p> <p>※外国為替証拠金取引は、特定口座では取扱えません。また、株価指数先物・オプション取引による利益は同じ雑所得に当たりますが、申告分離課税であるため取扱いが異なります。</p> <p>※年間の給与収入額が 2,000 万円以下の給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が 20 万円以下の場合、確定申告をする必要はありません。</p> <p>なお、法人が店頭取引において行った外国為替証拠金取引の売買による為替差益およびスワップポイントの収益は、「雑所得」又は「事業所得」として課税対象になります。</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて</p>	<p>外国為替証拠金取引の手続きについて</p>

新	旧
<p>お客さまが当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は次の通りです。</p> <p>(1) 取引の開始</p> <p>① 契約締結前交付書面等の確認</p> <p>はじめに、当社が交付する本説明書、「イワイF×プレミアム 取引規程」、「イワイF×プレミアム 取引ルール」、及び「イワイF×プレミアム リスク説明書」をご熟読いただき、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において店頭外国為替証拠金取引口座の設定を行って下さい。</p> <p>② 店頭外国為替証拠金取引口座（イワイF×プレミアム口座）の設定</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社にイワイ・ネット口座を開設していただきます。その際、ご本人である旨の確認書類をご提出いただきます。イワイ・ネット口座を開設した後、イワイ・ネットのログイン画面から、イワイF×プレミアム口座の開設手続きをお願いいたします。契約締結前交付書面等は、お手続きの際に電磁的方法により交付され、ご同意いただきます。なお、イワイF×プレミアム口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。</p> <p>(2) 注文の指示事項</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の注文にあたっては、インターネット経由で取引専用ソフトからシステムにログインしていただき、お客さまご自身で発注していただきます。当社では携帯電話の取引システムもご用意しておりますが、携帯電話のみのお取引はお断りしております。</p> <p>【注文に際しての入力項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注文する通貨ペア ・ 売付取引又は買付取引の別 ・ 注文の種類（成行、指値、逆指値、OCO、連続注文等） ・ 注文数量 ・ 価格 ・ 注文の有効期間 ・ その他お客さまの指示によることとされている事項 <p>(3) 証拠金の差入れ</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、あらかじめ当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。証拠</p>	<p>お客さまが当社と外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は次の通りです。</p> <p>(1) 取引の開始</p> <p>① 契約締結前交付書面等の確認</p> <p>はじめに、当社が交付する本説明書、「イワイF×プレミアム 取引規程」、「イワイF×プレミアム 取引ルール」、及び「イワイF×プレミアム リスク説明書」をご熟読いただき、外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において外国為替証拠金取引口座の設定を行って下さい。</p> <p>② 外国為替証拠金取引口座（イワイF×プレミアム口座）の設定</p> <p>外国為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社にイワイ・ネット口座を開設していただきます。その際、ご本人である旨の確認書類をご提出いただきます。イワイ・ネット口座を開設した後、イワイ・ネットのログイン画面から、イワイF×プレミアム口座の開設手続きをお願いいたします。契約締結前交付書面等は、お手続きの際に電磁的方法により交付され、ご同意いただきます。なお、イワイF×プレミアム口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。</p> <p>(2) 注文の指示事項</p> <p>外国為替証拠金取引の注文にあたっては、インターネット経由で取引専用ソフトからシステムにログインしていただき、お客さまご自身で発注していただきます。当社では携帯電話の取引システムもご用意しておりますが、携帯電話のみのお取引はお断りしております。</p> <p>【注文に際しての入力項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注文する通貨ペア ・ 売付取引又は買付取引の別 ・ 注文の種類（成行、指値、逆指値、OCO、連続注文等） ・ 注文数量 ・ 価格 ・ 注文の有効期間 ・ その他お客さまの指示によることとされている事項 <p>(3) 証拠金の差入れ</p> <p>外国為替証拠金取引の注文をするときは、あらかじめ当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。証拠金の</p>

新	旧
<p>金の差入れは、まずイワイ・ネット口座にご入金いただき、お客さまご自身でイワイFXプレミアム口座にお振り替え下さい。</p>	<p>差入れは、まずイワイ・ネット口座にご入金いただき、お客さまご自身でイワイFXプレミアム口座にお振り替え下さい。</p>
<p>(4) (現行どおり)</p>	<p>(4) (省 略)</p>
<p>(5) 注文された取引の成立 注文された店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を電磁的方法により交付しますので、取引専用ソフトで閲覧して下さい。</p>	<p>(5) 注文された取引の成立 注文された外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を電磁的方法により交付しますので、取引専用ソフトで閲覧して下さい。</p>
<p>(6)～(8) (現行どおり)</p>	<p>(6)～(8) (省 略)</p>
<p>(9) その他 当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社のサポートセンターにご照会下さい。 店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。</p>	<p>(9) その他 当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社のサポートセンターにご照会下さい。 外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客さまを相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又はお客さまのために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。</p> <p>①店頭外国為替証拠金取引契約（お客さまを相手方とし、又はお客さまのために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、お客さまに対し虚偽のことを告げる行為。</p> <p>②お客さまに対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。</p> <p>③店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客さまに対し、訪問し又は電話をかけて、店</p>	<p>外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客さまを相手方とした外国為替証拠金取引、又はお客さまのために外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。</p> <p>①外国為替証拠金取引契約（お客さまを相手方とし、又はお客さまのために外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、お客さまに対し虚偽のことを告げる行為。</p> <p>②お客さまに対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。</p> <p>③外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客さまに対し、訪問し又は電話をかけて、外国為</p>

新	旧
<p>店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客さま(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。)に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)</p> <p>④店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客さまに対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。</p> <p>⑤店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客さまがあらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客さまが当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。</p> <p>⑥店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客さまに迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為。</p> <p>⑦店頭外国為替証拠金取引について、お客さまに損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客さま又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客さま又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。</p> <p>⑧店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者がお客さまの損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客さまの利益に追加するため当該お客さま又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客さま又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。</p> <p>⑨店頭外国為替証拠金取引について、お客さまの損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客さまの利益に追加するため、当該お客さま又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為。</p>	<p>替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客さま(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。)に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)</p> <p>④外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客さまに対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。</p> <p>⑤外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客さまがあらかじめ当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客さまが当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。</p> <p>⑥外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客さまに迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為。</p> <p>⑦外国為替証拠金取引について、お客さまに損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客さま又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客さま又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。</p> <p>⑧外国為替証拠金取引について、自己又は第三者がお客さまの損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客さまの利益に追加するため当該お客さま又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客さま又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。</p> <p>⑨外国為替証拠金取引について、お客さまの損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客さまの利益に追加するため、当該お客さま又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為。</p> <p>⑩本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客</p>

新	旧
<p>⑩本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客さまの知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客さまに理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと。</p> <p>⑪店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。</p> <p>⑫店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客さま若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客さま若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）。</p> <p>⑬店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為。</p> <p>⑭店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為。</p> <p>⑮店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客さまの計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の証拠金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。</p> <p>⑯店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客さまにあらかじめ明示しないで当該お客さまを集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。</p> <p>⑰あらかじめお客さまの同意を得ずに、当該お客さまの計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為。</p> <p>⑱個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客さまの店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為。</p> <p>⑲店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客さまから資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨ペア、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その</p>	<p>さまの知識、経験、財産の状況及び外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客さまに理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと。</p> <p>⑩外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。</p> <p>⑪外国為替証拠金取引契約につき、お客さま若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客さま若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）。</p> <p>⑫外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為。</p> <p>⑬外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為。</p> <p>⑭外国為替証拠金取引契約に基づくお客さまの計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の証拠金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。</p> <p>⑮外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客さまにあらかじめ明示しないで当該お客さまを集めて当該外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。</p> <p>⑯あらかじめお客さまの同意を得ずに、当該お客さまの計算により外国為替証拠金取引をする行為。</p> <p>⑰個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客さまの外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として外国為替証拠金取引をする行為。</p> <p>⑱外国為替証拠金取引行為につき、お客さまから資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨ペア、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理そのあらかじめ定められた方式に従った処理により決定さ</p>

新	旧
<p>他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらにしたがって、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）。</p> <p>⑳店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客さまに対し、当該お客さまが行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。</p> <p style="text-align: center;">当社の概要について</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>店頭外国為替証拠金取引（イワイフ×プレミアム）に関するお問い合わせは上記連絡先で承ります。</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロスカットライン ロスカットが行われる水準のこと。イワイフ×プレミアムでは証拠金率が 60%を下回った時点でロスカットとなります。 <li style="text-align: center;">（現行どおり） ・店頭外国為替証拠金取引 通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。 ・金融商品取引業者 店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法に基づく登録を受けた者。 <li style="text-align: center;">（現行どおり） <p>この説明書は、平成 22 年 1 月 18 日から施行します。</p>	<p>れ、金融商品取引業者がこれらにしたがって、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）。</p> <p>⑳外国為替証拠金取引行為につき、お客さまに対し、当該お客さまが行う外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。</p> <p style="text-align: center;">当社の概要について</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>外国為替証拠金取引（イワイフ×プレミアム）に関するお問い合わせは上記連絡先で承ります。</p> <p style="text-align: center;">外国為替証拠金取引に関する主要な用語</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロスカットライン ロスカットが行われる水準のこと。イワイフ×プレミアムでは証拠金率が 25%を下回った時点でロスカットとなります。 <li style="text-align: center;">（省 略） ・外国為替証拠金取引 通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。 ・金融商品取引業者 外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法に基づく登録を受けた者。 <li style="text-align: center;">（省 略）